



(政令への委任)  
第六条 前三条に定めるもののほか、この章の規定の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この章の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第三章 災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の特例  
第七条 令和六年能登半島地震災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、その者の選択により、当該被害を令和五年において受けたものとして、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第二条の規定を適用することができる。この場合において、令和五年分の所得税について同条の規定の適用を受けた者に係る令和六年分の所得税についての同条の規定の適用については、当該令和六年能登半島地震災害による被害を同年において受けなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合における災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第三条の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行日前に確定申告書を提出した者等に係る更正の請求)

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に令和五年分の所得税につき第一条第二項第二号に規定する確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同項第三号に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の事項）につき第二章又は第三章の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生することとなつた事項について、施行日から起算して五年を経過する日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。